

第145回八王子市青少年問題協議会会議録

開催日時：平成18年2月27日(月)午後1時～午後2時30分

開催場所：八王子市役所903会議室

第 145 回八王子市青少年問題協議会会議録

会議名称 : 第 145 回八王子市青少年問題協議会

開催日時 : 平成 18 年 2 月 27 日 (月) 午後 1 時 ~ 午後 2 時 30 分

開催場所 : 八王子市役所 903 会議室

出席者 : 会長、委員 16 名、代理出席 4 名、欠席 6 名、事務局 5 人

八王子市長	黒須 隆一 会長
八王子市議会議長	飯沢 俊一 委員
八王子市議会文教経済委員会委員長	上原 洋 委員
八王子市議会厚生水道委員会委員長	高山 かつみ 委員
八王子市青少年対策地区委員会連絡会代表	小林 岩男 委員
八王子地区保護司会	山本 喜一 委員
都立高等学校校長会代表	手打 和明 委員
八王子市立中学校 PTA 連合会代表	伊藤 大輔 委員
八王子市立小学校 PTA 連合会代表	坂本 一枝 委員
八王子市地域婦人団体連絡協議会代表	山田 いと子 委員
八王子市教育委員会教育長	石川 和昭 委員
八王子警察署長	沼田 幸一 委員
	(代理出席 生活安全課長)
高尾警察署長	峯坂 菊市 委員
	(代理出席 生活安全課長)
八王子保健所長	広松 恭子 委員
	(代理出席 保健対策課長)
東京家庭裁判所八王子支部長	結城 正彦 委員
	(代理出席 主任家庭裁判所調査官)
東京保護観察所八王子支部長	廣川 洋一 委員
八王子児童相談所長	江角 義男 委員
八王子少年鑑別所長	倉島 和夫 委員
八王子市副市長	岡部 一邦 委員
八王子市生活安全部長	村山 博夫 委員
八王子市教育委員会事務局生涯学習スポーツ部長	菊谷 文男 委員
事務局	
八王子市こども家庭部長	小林 昭代
八王子市こども家庭部児童青少年課長	宮崎 幸雄
八王子市こども家庭部こども政策課長	天野 高延
八王子市こども家庭部こども政策課担当	市川 厚夫、土屋 輝純

配付資料：第 145 回八王子市青少年問題協議会次第他

八王子市青少年問題協議会名簿

八王子市青少年健全育成基本方針 平成 17 年度パンフレット

保健所における思春期精神保健福祉相談の取り組み

「児童虐待の実態」公表に関する資料

内容

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 副会長選出
- 4 議事
 - (1) 協議事項
 - ア 八王子市青少年健全育成基本方針 平成 18 年度重点目標について
 - イ 平成 18 年度八王子市青少年健全育成推進区域の指定について
 - (2) 報告事項
 - ア 平成 17 年度あいさつ運動の取組みについて
 - イ 平成 17 年度青少年健全育成事業について
 - ウ 平成 17 年度八王子市青少年問題協議会分科会での協議経過について
 - 子どもの安全対策
 - 青少年の喫煙防止
 - (3) 平成 18 年度の協議事項
 - (4) 情報交換
 - ア 少年非行の現状と補導状況について
 - イ 八王子保健所から情報提供
 - ウ 青少年対策地区委員会連絡会から情報提供
 - エ その他
- 5 閉会

【 議 事 】

1 開会

2 委員紹介

3 副会長選出

副会長： 八王子市青少年問題協議会条例第4条の規定に基づく委員の互選により、青少年対策地区委員会連絡会代表の小林岩男委員に決定した。

署名委員： 都立高等学校校長会代表の手打和明委員を指名した。

4 議事

(1) 協議事項

ア 八王子市青少年健全育成基本方針 平成18年度重点目標について

【事務局説明】

経過説明

- ・ 平成16年2月に開催した第143回協議会で青少年健全育成基本方針は、単年度ごとの作成はせず、長期的な方針とすることとし、単年度ごとに重点目標を作成することを決定した。
- ・ 平成17年2月の第144回協議会では、平成17年度重点目標を「元気なあいさつで心のふれあいを」とし、現在、各団体・組織であいさつ運動に取り組んでいる。
- ・ 平成17年度は、3回の分科会を開催し、あいさつ運動の取組みの確認、子どもの安全対策、青少年の喫煙防止などについて協議した。
- ・ 昨今は、子どもが被害を受ける、いたましい事件が頻発し、子どもの安全がおよびやかされている状況にある。こうした状況から分科会で子どもの安全について協議し、平成18年度重点目標案を「子どもの安全 まちぐるみ、みんなで見守る 安心のまち」とした。

提案事項

- ・ 「子どもの安全 まちぐるみ、みんなで見守る 安心のまち」を平成18年度の重点目標とする。八王子に暮らす一人ひとりが、子どもを見守り、安心して暮らせるようにまちぐるみで取組もうとする意図が込められている。
- ・ 平成18年度重点目標に向けた家庭、地域、学校、行政の取組みを設定する。
家庭： 子どもと一緒に安全で健やかな生活について考え、話し合いましょう。

近所の人たちと交流をもち、お互いに助け合える関係をつくりましょ
う。

地域： あいさつや声かけをきっかけに、地域の子どもと交流をはかりましょ
う。 まちぐるみで子どもを見守り、安心して過ごせる地域社会をつ
くりましょう。

学校： 子どもが安心して過ごせる学校づくりをすすめましょう。子どもが自
分の安全や健康を守る方法を身に付けさせましょう。

行政： 家庭、地域、学校と連携して、子どもも大人も安心して暮らせるまち
づくりをすすめます。

- ・ 青少年健全育成基本方針の平成 18 年度パンフレットを資料のとおり、A4 版で
作成する。

【協議】

決定事項

- ・ 原案のとおり決定した。但し、パンフレットの一部修正を行う。
- ・ パンフレットの平成 18 年度重点目標の「安全のまちに」は「安心のまちに」
に修正、裏面の学校での取組みの「完成」は「感性」に修正する。

イ 平成 18 年度八王子市青少年健全育成推進区域の指定について

【事務局説明】

- ・ 青少年健全育成推進区域は、中学校区を単位として、青少年の健全育成を積極
的に進め、全市のモデルとなる事業を行うもので、平成 4 年度から実施。
- ・ 要項で指定数は 2 地区としているが、平成 18 年度は宮上地区（宮上中学校区）
1 地区から申請を受けている。審議をお願いしたい。

【協議内容】

意見・質問

- ・ （委員）宮上地区からの申請内容を教えてほしい。また、推進区域の活動によ
る全市への影響はどうか。
- ・ （事務局）推進区域では、従来の青少年健全育成活動に加えて、あいさつ運動
や子どもの主張・意見発表会、講演会等に重点的に取り組む。そうした活動を通
して、健全育成がより活発になることを各地区に情報提供し、それを参考にし
て青少年の健全育成活動を進めてもらっている。
- ・ （委員）推進区域での事業は全市で肩を並べて取り組む内容ではないか。
- ・ （事務局）全市で取り組んでいけるような仕組みを検討しているところである。

決定事項

- ・原案のとおり、了承した。

(2) 報告事項

ア 平成 17 年度あいさつ運動の取組みについて

【事務局説明】

- ・平成 17 年度は「元気なあいさつで心のふれあいを」を重点目標として、各団体・組織であいさつ運動に取り組んでいる。また、分科会で取組み状況を確認している。
- ・主な活動として、青少年対策地区委員会では「青少年健全育成推進区域」である長房・館地区であいさつ運動を展開。八王子・高尾警察署では、少年柔剣道会をとおして、あいさつの指導に取り組んでいる。
- ・分科会では、「子どもの方からあいさつをするようになった」、「あいさつは、まず大人からアクションすることが必要だ」という報告・意見があった。

イ 平成 17 年度青少年健全育成事業について

【事務局説明】

- ・青少年対策地区委員会では、連絡会役員会、連絡会を開催し、情報交換・意見交換を行った。青少年育成環境一斉クリーン活動を平成 17 年 3 月、7 月、12 月に実施した。
- ・青少年育成指導員の活動としては、代表幹事会、地区幹事会、全体会を開催した。平成 17 年 4 月にカラオケボックス等の設置状況調査、8 月に不健全図書等自販機設置状況調査、11 月に不健全図書等販売状況調査、ゲームセンター実態調査を実施した。不健全図書等自販機が 70 台から 48 台に大幅に減少している。
- ・広報誌「はぐくみ」を 50,000 部発行し、青少年健全育成の啓発を行った。

【意見・質問】

- ・（委員）青少年対策地区委員会の地区の中で特に進んでいる地域があれば教えてほしい。
- ・（事務局）36 地区がそれぞれ地域に応じた活動を行っているので、どこが進んでいると言うことは難しい。
- ・（委員）あいさつ運動では、推進区域の館地区と長房地区で学校、地域、PTA と協力して活動を行った。地域では、スポーツ大会やどんど焼きなどの活動を行った。推進地区の研修会で、少年院や鑑別所を見学した。

ウ 平成 17 年度八王子市青少年問題協議会分科会での協議経過について

子どもの安全対策

【事務局説明】

- ・ 第 1 回分科会では、インターネット犯罪、薬物乱用、喫煙など青少年に関する諸課題について協議した。
- ・ 第 2 回分科会では、子どもが被害者となる事件が頻発している状況から、子どもの安全対策に係わる本市の取組みについて意見交換及び協議を行った。
- ・ 第 3 回分科会では、引き続き子どもの安全について協議を行い、平成 18 年度においても積極的に取り組む必要があるとのことから、平成 18 年度の重点目標等について検討した。

【報告】生活安全部長 村山委員

- ・ 最近の痛ましい事件に対して、市としても安全対策の強化及び安全の点検を実施している。
- ・ 教育長が地域の各団体に出向き、地域パトロールの協力要請を再度行った。
- ・ 市職員の公務外出時等における安全安心パトロールの強化した。
- ・ 郵便局に郵便集配時の安全パトロール実施について再度要請した。
- ・ 平成 18 年 1 月から約 1 ヶ月間、消防車両による子どもの見守りの呼びかけを実施した。
- ・ 安全パトロールカーと災害緊急車、計 4 台による下校時の通学路巡回を実施している。
- ・ 不審者情報を町会等に提供している。平成 18 年 4 月から防犯・防災情報のメール送信を開始する。4 月 1 日号の広報でお知らせする。
- ・ 防災行政無線の放送により、登下校時の見守りについて、市民に協力を呼びかけた。
- ・ 学校による通学路の点検やスクールガードリーダーによる巡回、学校安全ボランティアに対する防犯講習会を実施した。
- ・ 学童保育所の保育時間を平成 18 年 3 月 31 日まで午後 6 時 30 分まで延長している。4 月からは午後 7 時 30 分まで延長するため、条例改正を行う。

【意見・質問】

- ・ (委員) 近所の子どもと顔なじみになれるように、朝の掃除は登校時間に、犬の散歩等は下校時間に行うように申し合わせた。

- ・ ピーポくんの家があっても、門が閉まっているは使えない。コンビニなどの店舗に協力してもらい、すぐに逃げ込めるようにしてはどうか。
- ・ (委員) 分科会の協議の中で、防災無線で毎日放送することは、慣れてしまうのでできないという話であった。呼びかけでなくても、音楽などで下校時間を毎日知らせてほしいという要望がある。
- ・ (委員) 下校時の見守りについては、様々な方法でお願いしており、周知ができていていると考えている。音楽でのお知らせについては、協議していく。

青少年の喫煙防止

【事務局説明】

- ・ 青少年の喫煙は、八王子での補導原因に占める割合も高く、健全育成に重大な影響を及ぼす恐れがあることから、分科会において「青少年の喫煙防止」について、協議を行った。
- ・ 第1回分科会では、「青少年の喫煙の状況」について報告を行い、第2回、第3回の分科会で「青少年の喫煙防止に関する取組み」について協議した。
- ・ 青少年の喫煙防止の取組みとして4つの視点から協議を進めている。
 1. 青少年に対する継続的な喫煙防止教育・啓発の実施
 2. 青少年の喫煙を許さないまちに
 3. 青少年がタバコを買えないまちに
 4. 青少年の禁煙に対する支援
- ・ 分科会では「生活習慣の部分から取組む必要がある」、「単発の講習会ではなく、継続的な指導、個別的な指導が必要だ」といった意見があった。今後の協議については、「来年度に継続して協議していく必要がある」という意見や「ドラッグなど薬物乱用防止と合わせて全体的に取組んではどうか」という意見があった。

【意見・質問】

- ・ (委員) 補導原因は、深夜はいかい、喫煙、飲酒の順番。補導件数は減っているが、実態は昨年とあまり変わっていないのではないか。
- ・ (委員) 喫煙の原因には家族の問題もある。親が容認しており、子どもが喫煙しても注意しない家庭もある。
- ・ (委員) 喫煙は世界的に本数が減少しているが、その中で若年者と女性は増えているように感じる。小学校での喫煙防止教育については、現場ですでに指導に入っているのをこれを継続していく。

- ・（委員）一番の肝心なのは家庭。喫煙を親が容認するようなことを、皆で止めさせていかないと喫煙が減らないのではないか。
- ・（委員）公園で中学生の喫煙を見つけても、危険な目にあう可能性があり、声を掛けられない。学校や交番に対応を依頼できない場合などは、どのように対応したらよいのか。
- ・（委員）実際に喫煙している状況で警察に通報してもらえば、現場に行き対応する。

（３）平成 18 年度の協議事項

【事務局説明】

説明

- ・平成 17 年度の分科会で「青少年の喫煙防止」について協議を行っている。喫煙は、八王子での補導原因に占める割合も高く、青少年の健康に大きな影響を与える重要な課題である。
- ・他の自治体でも、神奈川県が「青少年の喫煙・飲酒防止に関する条例」の制定を目指すことを発表したように、青少年の健全育成への更なる取組みを進めていくところもある。

提案事項

- ・青少年問題協議会及び分科会における平成 18 年度の取組み課題として、平成 17 年度の「青少年の喫煙防止」に関する協議をさらに進め、ドラッグなどの薬物乱用を含めた「青少年の健康を守る対策」について、調査・研究を行い、具体的な取組みをまとめてほしい。

【協議】

決定事項

- ・原案のとおり決定した。

（４）情報交換

ア 少年非行の現状と補導状況について

【報告】 八王子警察署生活安全課長 沼田委員

- ・八王市内の小学生に「不幸のメール」が届くようになった。何度もメールを転送されて、非常に迷惑しているケースもある。不幸のメールを他の人に転送しないですむ不幸のメールの転送用メールアドレスがあるので、いろいろな方法で知らせてほしい。

- ・ 不審者からの子どもに対する声かけ事例等を資料にまとめた。登下校時のパトロール等の参考にしてほしい。

【報告】高尾警察署生活安全課長 峯坂委員

- ・ 補導原因で一番多いのは深夜はいかい、高尾署管内で 1,000 人を超えている。次は喫煙 350 人、飲酒は 18 人、他に粗暴行為、家出、無断外泊等。夜 11 時以降に友だちと公園等で話している深夜はいかいの件数は、平成 16 年より減少しているが、補導原因に占める割合はほとんど変わっていない。
- ・ 少年が犯罪を犯した事件は、高尾署管内で 127 件。逮捕が 37 件。中学生が 16 人。ほとんどがバイク盗、万引き。花火を大量に盗んだ事例もあった。逮捕件数は昨年から横ばい。

【意見・質問】

- ・ (委員) 補導や逮捕は、どの程度学校に連絡しているのか。
- ・ (委員) 連絡は密にとっており、学校・教育委員会・警察と三者で取組んでいる。事件は全て学校に連絡している。補導は家庭に連絡をしている。

イ 八王子保健所から情報提供

【報告】八王子保健所保健対策課長 広松委員

- ・ 子ども家庭総合センターを平成 21 年度に開設する予定。福祉保健局の児童相談センター、教育庁の教育相談センター、警視庁の少年センターの 3 機関を 1 か所に集約する。総合相談機能、総合アセスメント機能、地域支援機能、専門支援機能を持つ。
- ・ 中央児童相談所の研修機能、スーパーバイズ機能を強化する。
- ・ 保健所の思春期相談は、30 代まで幅広く相談を受けている。思春期相談を利用してもらうため、パンフレットを作成したので各機関で活用してほしい。

ウ 青少年対策地区委員会連絡会から情報提供

【報告】八王子市青少年対策地区委員会連絡会代表 小林委員

- ・ 3月、7月、11月に青少年育成環境一斉クリーン活動として、清掃・看板撤去等を実施した。立て看板は少なくなっている。
- ・ スポーツ大会、あいさつ運動などを地域と協力して実施した。

エ その他

【報告】八王子児童相談所長 江角委員

- ・ 平成15年に東京都の児童相談所で受理した児童虐待事例の調査を行い、平成13年の調査からの変化を分析した。
- ・ 地域や学校における取組みが進み、子ども家庭支援センターが第一発見者、児童相談所への通告者になる割合が増えている。学校が第一発見者となる割合も増えている。
- ・ 早い段階での発見・通告が進み、虐待期間が短いケース、比較的軽度な虐待の割合が増えている。一方で、虐待の期間が1年以上のケースがあり、重度虐待の件数は増えている。
- ・ 虐待防止のためには、子ども家庭支援センターや要保護児童対策地域協議会の設置や地域で声かけや相談のできる環境の整備を進めていく必要がある。

5 閉会